

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.88

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

サギ 注意！ 平成 30 年 道内被害額 約 3 億円
それ 架空請求かも！

道警によりますと、道内の特殊詐欺の被害額は平成 30 年 10 月では約 3 億円。認知件数は 123 件。封書を使用した架空請求詐欺など、新たな手口も現れており注意を呼び掛けています。特殊詐欺（架空請求・オレオレ詐欺など）まだまだ増加しています。次の被害に合わないためにも、自分は「だまされない」と思い込まず、ハガキ、メール(SMS)などに書かれている電話番号には電話をしないようにしましょう。不安に思ったら以下の連絡先に相談してください。

消費者ホットライン 188
警察相談専用電話 #9110
お近くの消費生活センター

電話・SMS にも注意しましょう

電話で親族を名乗り、お金の話をしてきた。金融機関の職員を名乗り、「キャッシュカードを預かります」と言ってきた。役所の職員を名乗り、「ATM で保険料が戻ります」と言ってきた。携帯電話に有料動画の未納料金がありますという、メールが届いた。そのような話は、**サギ** かもしれません。現金を支払う前に、口座に、お金を振り込む前に確認しましょう。

届いたら注意

**消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ**

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)257 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年12月22日

法務省管轄支局 日本民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関
取り下げ等のお問合せ窓口 03-XXXXXXXXXX
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

★タイトル
他に、「総合消費料金未納分」など

★脅かし
・訴訟開始
・強制的に
差し押え
・執行証書を交付

★急がせる

★公的機関に類似した名称
国民訴訟通達センター など

ハガキの例です 注意しましょう

架空請求対策パッケージチラシの活用について

増加する架空請求被害を未然に防止するため、架空請求の手口を紹介した啓発チラシを、消費者庁が作成し注意を呼びかけております。そのチラシを活用し広報誌や回覧板に挟むなど、多くの方々へ架空請求に対する注意を呼びかけていただきますようお願いいたします。また、このチラシの活用として、北海道警察による啓発活動が各警察署で予定されております。ネットワークの設置がある自治体に関しては各警察より、共同でチラシ配布の啓発活動を実施する旨の実施要請がありましたら、ご協力をお願いいたします。

なお、消費者安全確保地域協議会の未設置自治体においても、啓発チラシのデータは使用可能です。

詳しくは消費者庁ホームページをご覧ください。

消費者庁「架空請求にご注意ください！」

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_016/#package

オレオレ詐欺の電話多発中！

儲かったから **サギ電話中！** お金あげるサギ

1億円儲かった！
株で儲かった！

○百万円あげる！
口座番号教えて！

お金を受け取るためには、税金が必要！

「儲けた・・・」から始まるサギ。
道内で類似する不審電話が多
発しています。



息子等をかたる犯人



弁護士をかたる犯人

この情報は、家族や知人に 今すぐ伝えてください！

北海道警察 #9110